

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

～ドラグ・ショベルの作業半径内に作業従事者を立ち入らせた疑い～

豊橋労働基準監督署（署長 井奥善久）は、令和 8 年 8 月 18 日、下記の被疑者を労働安全衛生法違反の疑いで名古屋地方検察庁豊橋支部に書類送検した。

記

1．被疑者

有限会社サンアイズ ほか 1 名
（所在地：愛知県名古屋市北区 事業内容：建設業）

2．被疑条文

労働安全衛生法第 20 条第 1 号（事業者の講ずべき措置等）
労働安全衛生規則第 158 条第 1 項（接触の防止）
労働安全衛生法第 119 条第 1 号（罰則）
労働安全衛生法第 122 条（両罰規定）

3．災害の概要

令和 8 年 1 月 27 日、愛知県豊橋市の建物解体工事現場において、ドラグ・ショベルを用いて、産業廃棄物の集積を行っていたところ、当該ドラグ・ショベルから落下したコンクリート片が、付近で分別作業に従事していた男性労働者（64 歳）に当たり、死亡する災害が発生した。

4．被疑内容

労働安全衛生法では、車両系建設機械を用いて作業を行うときは、運転中の車両系建設機械に接触することにより危険が生ずるおそれのある箇所に当該作業場において作業に従事する者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならないと規定されているが、被疑者は、上記災害発生時、運転中のドラグ・ショベルとの接触防止措置を講じていなかった疑いがあるもの。

5．関係法条文

【労働安全衛生法】

（事業者の講ずべき措置等）

第 20 条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険
（以下、略）

(罰則)

第 119 条

次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6 月以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 14 条、第 20 条から第 25 条まで、(中略)の規定に違反したとき。
(以下、略)

(両罰規定)

第 122 条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第 116 条、第 117 条、第 119 条又は第 120 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

【労働安全衛生規則】

第 158 条 (接触の防止)

事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行うときは、運転中の車両系建設機械に接触することにより危険が生ずるおそれのある箇所に当該作業場において作業に従事する者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。ただし、誘導者を配置し、その者に当該車両系建設機械を誘導させるときは、この限りでない。

(以下、略)